

令和2年7月22日

各 位

綾川町長 前田 武俊  
(公印省略)

## 令和2年度綾川町職員採用試験について

令和2年度綾川町職員採用試験(高校卒業程度)を次のとおり実施します。

## 1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	採用時の勤務先及び職務内容
土木・建築	1名程度	綾川町に勤務し、一般行政事務に従事します。

## 2 受験資格

- (1) 昭和61年4月2日以降に生まれた者で、1級土木施工管理技士又は1級建築士の資格を有する者。  
(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。  
(ア) 日本の国籍を有しない者  
(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
(ウ) 綾川町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
(エ) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の成績優秀なる者に対してのみ行います。

なお、申込用紙記載事項に基づき、受験資格の有無等について確認します。

## (1) 第1次試験

第1次試験では、筆記試験を大学卒業程度で次のとおり行います。

試 験	方 法 及 び 内 容
教養試験 2時間・40題	公務員として必要な一般知識(時事、社会、人文、自然)及び一般知能(文章理解、判断・数的推理、資料解釈)について択一式により行います。
性格特性検査 20分間・150題	公務員に求められる資質に関し、性格傾向の面から特徴について択一式により行います。
専門試験 1時間30分・30題	試験区分に応じて必要な専門的知識及び能力について択一式により行います。 試験問題は別表に掲げる分野から出題します。

別表

土木施工管理技士資格者の出題分野	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
建築士資格者の出題分野	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工

(2) 第2次試験

第2次試験では、口述試験を行います。

試 験	方 法 及 び 内 容
口述試験	面接により主として人物について試験を行います。

4 試験の日時、場所及び合格者発表

日時等 試 験	日 時 ・ 場 所	合 格 者 発 表
第1次試験	令和2年9月20日(日) 受付時間 午前8時30分～午前9時 試験時間 午前9時～午後2時30分ごろ 場 所 香川大学法・経済学部 (高松市幸町2番1号)	令和2年10月中旬町役場等に掲示するほか、合格者に通知します。
第2次試験	令和2年11月中旬の予定ですが日時、場所は別途町役場より本人に通知します。	令和2年11月下旬予定、町役場等に掲示するほか、合格者に通知します。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、日程及び試験場所を変更する場合があります。

5 合格から正式採用まで

- (1) 第2次試験の合格者（最終合格者）は、採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。また、最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、欠員等が生じた場合に限り、採用の対象となります。なお、この名簿の有効期限は、令和3年3月31日までです。
- (2) この試験の最終合格者は、おおむね、令和3年4月1日採用の予定です。
- (3) 令和3年3月31日までに卒業見込みの者で、同日までに卒業できなかった場合は、この試験に合格していても採用を取り消します。
- (4) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から原則6ヶ月までの期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合は、正式採用となります。

6 給与及び勤務時間等

- (1) 給与は、綾川町職員の給与に関する条例（平成18年綾川町条例第45号）により支給します。
- (2) 勤務時間は、通常平日7時間45分です。ただし部門、職種によっては変則勤務をすることがあります。

## 7 受験申込手続及び受付期間

## (1) 申込用紙の請求

申込用紙は、綾川町役場へ請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込用紙請求（高校卒業程度土木・建築）」と朱書きし、返信用封筒（切手をはって、宛先明記したもの、A4 サイズ）を必ず同封してください。到着しないときは、綾川町役場に照会してください。（申込用紙の配布については8月3日（月）を予定）

## (2) 受験申込先及び申込方法

申込みは、申込用紙及び受験票に必要な事項を記入し、綾川町役場へ提出してください。（受験票に切手は不要です）

郵便で申込みをする場合は、封筒の表に赤字で「高校卒業程度土木・建築受験」と書いて簡易書留により郵送してください。

受験票は、あとで郵送しますが、9月4日（金）までに受験票が到着しないときは綾川町役場に必ず照会してください。

写真（最近6ヶ月以内に撮影した写真、上半身・脱帽・正面向・縦5cm横5cm以内）を2枚用意し、1枚は申込用紙と一緒に提出してください。（裏面に氏名を記入し、申し込み時にははりつけないこと）もう1枚は返送された受験票にはりつけて試験の当日持参してください。なお、写真のない場合は受験できません。

## (3) 受付期間

令和2年8月3日（月）から令和2年8月21日（金）まで、平日午前9時から午後5時まで受け付けます。郵送の場合は、8月17日（月）までの消印があるものに限り受け付けます。

（郵便事故等により不着の場合は責任を負いません。）

受付期間後はどのような理由があっても、受け付けません。

## 8 その他

(1) **試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ綾川町役場・総務課に申し出てください。**

## (2) この試験についての問い合わせは綾川町役場・総務課でお答えします。

なお、郵便で問い合わせる場合は必ず宛先明記の往復ハガキを使用するか、または、切手をはった宛先明記の返信用封筒を同封してください。

## (3) 試験場には受験者用駐車場がありませんから、自動車利用の受験者をご承知ください。

なお、自動車等で送迎される場合は、交通の妨げ、近隣住民の迷惑にならないようご配慮ください。

(4) 第1次試験の択一式試験の採点は、コンピュータにより行いますから、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを第1次試験の当日必ず持参してください。(5) 台風等により第1次試験の日程を変更しなければならなくなった場合など、告知事項がある場合には、香川県町村会のホームページ <http://chousonkai.or.jp/>にてお知らせする予定です。

